

和歌山県がん先進医療支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、公的医療保険の適用がないがん先進医療（厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出医療並びに施設基準（平成20年厚生労働省告示第129号）第2各号及び第3各号に規定する先進医療のうち、がん治療を目的としたものをいう。以下同じ。）を受ける患者の経済的な負担を軽減し、より多くの県民ががん先進医療を受けることができるよう、がん先進医療に要する治療費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、日本国内でがん先進医療を受けることを決めた者（以下「当該患者」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当する者（ただし、補助の対象となるがん先進医療に対して、給付金を受け取る保険契約又は共済金を受け取る共済契約を締結している場合を除く。）とする。

- (1) 第4条に規定するがん先進医療計画書等を知事に提出した日から遡って1年以上引き続き和歌山県内の市町村の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に登録されている者
- (2) 当該患者が属する世帯の世帯員の市町村民税所得割額の合計額が23万5千円未満の者
- (3) 当該患者が属する世帯の世帯員の金融資産（現金、預貯金及び有価証券をいう。）合計額が600万円以内の者
- (4) 当該患者が属する世帯の世帯員の所有不動産（ただし、事業用に活用している土地、家屋及び償却資産を除く。）の固定資産税評価額の合計額が5,000万円以内の者

(補助対象経費及び補助率等)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が受けるがん先進医療に係る費用（以下「技術料」という。）とし、補助対象経費の上限額は300万円として、その補助率は次の表の左欄に掲げる区分に応じ次の表の右欄に掲げるとおりとする。なお、一つのがん部位におけるがん先進医療につき、複数回にわたり治療が行われる場合又は異なる種類のがん先進医療を受ける場合には、その治療に要する技術料を合算した額を補助対象経費として算定すること。

補助対象者が属する世帯の市町村民税所得割額合計額	補助率
非課税	10分の9以内
23万5千円未満	2分の1以内

- 2 過去に本補助金の交付を受けたことがある者が、がんの再発あるいは転移等により再びがん先進医療を受ける時は、1回に限り補助の対象とすることができる。この場合、再発による治療に対する補助対象経費の算定においては過去に受けた補助との合算を行わないものとする。
- 3 補助額に1円未満の端数が生じるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
(がん先進医療治療計画書)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、和歌山県がん先進医療支援事業補助金応募計画書(別記第1号様式)及び次の各号に掲げる書類(以下「がん先進医療治療計画書等」という。)を知事に提出しなければならない。

- (1) 和歌山県がん先進医療支援事業補助金推薦書(別記第2号様式)
- (2) 当該患者のがん治療に係る保険証券及び共済証書の写し
- (3) 当該患者が属する世帯の全員の住民票の写し(発行日から3か月以内のもの)
- (4) 当該患者が属する世帯の全員の直近の所得証明書(世帯員の市町村民税所得割額が記載されたもの)
- (5) 当該患者が属する世帯の全員の預貯金通帳の写し(口座名義人と口座残高が確認できるもの)
- (6) 当該患者が属する世帯の世帯員が所有する不動産の所在市町村全ての名寄帳、固定資産税課税台帳又は課税証明書の写し(不動産を所有している者に限る。)
- (7) 誓約書(別記第3号様式)
- (8) その他知事が必要と定める書類
(補助対象者の内定)

第5条 知事は、前条のがん先進医療治療計画書等を審査し、予算の範囲内で補助対象者を内定するものとする。

- 2 補助対象者は、前項の内定を受けたときは、速やかにがん先進医療の治療を受けるものとする。
(補助金の交付申請及び実績報告)

第6条 補助内定者は、がん先進医療に係る技術料の確定後速やかに、和歌山県がん先進医療支援事業補助金交付申請書兼実績報告書(別記第4号様式。以下「補助金交付申請書兼実績報告書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 治療実施証明書(別記第5号様式)又はがん先進医療の技術名、実施機関名、治療開始日、治療費の総額及び内訳が確認できる患者本人宛ての領収書の写し
- (2) その他知事が必要と定める書類
(補助金の交付決定及び額の確定)

第7条 知事は、前条の補助金交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、当該内容について審査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに交付すべき補助金の額を確定するものとする。

(申請の取下げの期日)

第8条 規則第8条の知事が別に定める期日は、規則第16条の補助金等交付請求書の提出の日までとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

